

対象期間を拡大し、申請期限を延長します 市内事業者緊急支援事業

令和3年1～3月における国の緊急事態宣言などの影響により、当該期間の売り上げ減少への対策として、家賃や人件費などの固定費の支払いが負担となっている市内中小企業・個人事業者に対する負担軽減および事業継続の支援を目的に「市内事業者緊急支援事業」を実施しています。

既に本支援金を受けられた方は対象外となりますが、対象期間を拡大し、申請期限を延長します。

毎月10万円の支払いを必要とする固定費の一部として一律10万円支給

対象・申込条件

- 市内に店舗または事業所がある事業者で、①・②いずれかに該当すること
- ①令和3年1・2・3月のいずれかの月の売り上げが前年同月比で20%以上


- 減少している
- ②令和2年2月～令和3年2月に開業し、令和3年1・2・3月のいずれかの月の売り上げが開業後最大の売上月と比べて20%以上減少している。

- 認定書の申請期限 6月23日(水)(必着)までに、〒188-8666市役所産業振興課へ郵送 ※詳細は市HPをご確認ください。
- 支援金の申請期限 認定書を取得後、6月30日(水)までに西東京商工会から申請
- 産業振興課 ☎042-420-2819

市内事業者 緊急支援事業!
緊急事態宣言などで売上が減少した事業者の方へ

10万円 を支援します!

詳細は市HP



ご利用ください! 中小企業事業資金融資あっせん制度

中小企業事業資金融資あっせん制度

- 中小企業者および農業経営者への事業資金の融資あっせん
- 要件 ●同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人 ●資金の限度額など(右表参照)

創業資金融資あっせん制度

- ①創業資金融資あっせん
- 市内で新たに創業することで中小企業者に該当する方や創業から1年未満の市内中小企業者への創業資金の融資あっせん
- ②特定創業
- 市創業支援等事業計画に位置付ける本市の「特定創業支援等事業」により支援を受け、証明書を取得した方への従来の創業資金よりも利率などが優遇された融資あっせん
- 要件 ●事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成済み ●資金の限度額など(右表参照)
- 新たに創業する場合
 - 個人(①のみ在住者)は事業所を、法人は本店または支店などを市内に設立する
 - 事業開始に必要な資格や許認可などを債務保証が得られる前に取得
- 創業から1年未満の場合
 - 個人(①のみ在住者)は事業所が、法人は本店または支店などが市内にある

借換資金融資あっせん制度

- 事業者に円滑な資金供給を促進し、事業計画の見直しや事業を拡大することを目的とし、既存融資を償還するための貸し付けと新たな貸し付けを併せて受けることができる融資あっせん
- 要件 ●既存融資の償還を1年以上継続して行っていること ●資金の限度額など(下表参照)
- 共通要件

資金区分	運転資金	設備資金/ 運転・設備併用	借換運転資金/ 運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円	1,500万円
償還方法	元金均等月賦償還		
償還期間	5年以内 (据置6カ月以内)	7年以内 (据置6カ月以内)	10年以内 (据置なし)
	※特定創業は据置12カ月以内		
融資利率	年1.975%		
利子補給率	年0.995%	※特定創業は年1.395%	
借受者負担率	年0.980%	※特定創業は年0.580%	

- 申込書類 市HP・産業振興課(田無第二庁舎5階)・取扱金融機関で配布 ※詳細は申込書類をご覧ください。
- 令和4年3月31日(水)までに、提出書類を産業振興課(田無第二庁舎5階)へ持参
- 産業振興課 ☎042-420-2819

介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)処理の誤りに関する対応

- 高齢者支援課介護保険料係専用ダイヤル ☎042-420-2867
- 時 平日午前8時30分～午後5時

納付対象の方のうち、ご納付いただけていない方

令和3年8月分の年金から天引きされる介護保険料に令和2年度の介護保険料の不足分を加えて徴収いたします。令和3年7月中旬に送付予定の令和3年度介護保険料決定通知書と、不足分などを記載した文書を同封し対象の方へ送付する予定です。

※令和3年5月以降に納付書にて納めていただいた場合、納付の確認に時間を要するため、令和3年8月分の年金から重ねて天引きする場合がございます。その際は、後日還付(お戻し)させていただきますので、お手数をお掛けしますが、お手順の程よろしくお願いたします。

※市外に転出されるなど、本市の被保険者でなくなった方や令和3年度の介護保険料が特別徴収とならない方は、引き続き納付書でのご納付をお願いいたします。

本件について、ご不明な点がございましたら、お手数ですが上記の専用ダイヤルへお問い合わせください。

「還付金」詐欺・「振り込み」詐欺にご注意ください

- ★市が電話でATMに誘導して操作をお願いすることは絶対にありません。
- ★市がメールや電話で振り込みをお願いすることは絶対にありません。

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の申請

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給しています。

そのうち、ひとり親世帯分の申請受付を開始しますので、対象の方は申請してください。

時 5月10日(月)～令和4年2月28日(月)

場 子育て支援課(田無第二庁舎2階)

対 下表参照(表1)

持 市HP参照

※今後、住民税非課税のふたり親世帯分の支給を予定しています。詳細が決まり次第、市報などでお知らせします。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

表1

対象	①	②
	18歳になった年度末までの児童(一定の障害がある場合は20歳未満の児童)を監護しているひとり親等で次のいずれかに該当する方	公的年金等を受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(ただし、令和元年中の収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方)
支給額	児童1人につき5万円	
支給時期	6月下旬以降順次支給	

生活困窮相談窓口を5月3日(祝)に開きます

- 時 5月3日(祝)午前10時～午後3時
- 場 生活サポート相談窓口 (田無庁舎1階 福祉丸ごと相談窓口内)
- 生活困窮相談、生活保護の新規相談、住居確保給付金の相談などを受け付けます。
- 地域共生課 ☎042-420-2809
- 生活福祉課 ☎042-460-9836

